

# 「感震ブレーカー設置補助」の 補助要件を緩和します！

大地震の際に起こる火災の多くは、電気による出火が原因です。

大地震による停電後の復旧時に火災が発生する電気火災を防ぐため、横浜市では、地震等による大きな揺れを感知したときにブレーカーなどを自動で落として、電気を止める感震ブレーカー設置の補助を、平成 25 年度から行っております。

平成 29 年度は、自治会町内会向けに、「簡易タイプ」の感震ブレーカーの設置補助を行っていますが、より申し込みやすくするため、補助要件を緩和します。

引き続き、この制度をご利用いただき、自治会町内会内の概ね 5 割以上の設置率を目指します。

## 1 制度概要（緩和前後比較）

現在、補助要件は「自治会町内会加入世帯の 概ね 5 割以上の世帯」ですが、今後は「自治会町内会加入世帯の 概ね 10 世帯以上」の要件で申請いただけます。

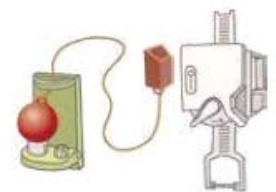
	対象地域	対象者	対象製品	補助要件	補助率・額	補助件数
緩和前	「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域※	対象地域を区域に含む自治会町内会	簡易タイプ	自治会町内会加入世帯の <u>概ね 5 割（50%）以上の世帯</u>	購入・設置費用の 2 分の 1 （上限 2 千円）	7,000 件 （先着順）
緩和後	（同上）	（同上）	（同上）	自治会町内会加入世帯の <u>概ね 10 世帯以上</u>	（同上）	（同上）

※ 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部

## 2 補助要件緩和後の申請受付期間

平成 29 年 10 月 10 日（火）から平成 29 年 12 月 28 日（木）※まで

※先着順に受け付け、補助件数に達した場合は、受付を終了します。



簡易タイプ

## 3 申請までの流れ

設置補助を希望される自治会町内会の代表の方は横浜市総務局危機管理課までご連絡ください。申請書を送付いたします。出張説明も行いますので、希望の団体は遠慮なくお申し出ください。

## 4 申込・問合せ

横浜市総務局危機管理課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1 Tel045-671-3456 Fax045-641-1677

お問合せ先

総務局危機管理課 事業推進担当課長 姫浦 尊 Tel045-671-4360